

多度津町内
くるみクリニックにて



病児・病後児保育事業のご案内

子どもが病気等により、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等やむを得ない理由により家庭で育児ができない場合に、生後6ヶ月から小学6年生までを対象に利用できます。

【利用方法】

- ①利用する際に施設へ電話で予約をしてください。
- ②当日は、施設の小児外来で診察を受け、保育室へ入室となります。
(当日の持ち物)
 - ・健康保険証、乳児医療証、母子手帳、利用料受給資格者証
 - ・着替えと下着2~3組、タオル (※対象者のみ)
 - ・水筒
 - ・内服薬(ある場合) など※昼食、おやつは提供できません。
詳しくは、施設へ直接お問い合わせください。

【利用料】

町内に住所のある児童・・・2,000円 /日
町外に住所のある児童・・・3,000円 /日

※利用する子どもが第2子3歳未満児、第3子以降就学前児について、利用料の免除を受けられる場合がありますので、町福祉保健課へお問い合わせください。
(児童の扶養順位の考え方は、児童手当法に準じます)

【利用時間】

8時30分 ~ 17時30分
月曜日から土曜日(日曜日・祝祭日休み)

【定員】 6人

〒764-0022 多度津町北鴨2丁目4番地5
医療法人社団くるみクリニック
病児保育室 みのり倶楽部

【電話番号】

0877-32-8722 (みのり倶楽部)
0877-58-5050 (くるみクリニック)

